

令和5年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年6月27日(火) 午前8時30分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(9人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外薊健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (8番 古賀 久美子 委員 ・ 9番 西村 四男 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第13号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
日程第2 報告議案第14号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
日程第3 報告議案第15号	耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて
日程第4 報告議案第16号	農地の転用事実照会に関する回答(1件)について
日程第5 議案第32号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(7件)について
日程第6 議案第33号	農地法第4条第1項の規定による許可申請(2件)について
日程第7 議案第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について
日程第8 議案第35号	非農地証明願(3件)について
日程第9 議案第36号	農用地利用集積計画案(一括方式)(新規17件)について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第6回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、令和5年第6回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で進めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数9名、欠席委員数3名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは今回の議事録署名委員に、8番 古賀久美子 委員、9番 西村四男 委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

早速議事に入ります。まず、日程第1 報告議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は、1 件 1 筆 286 m²で農地法の合意解約です。後程 11 ページの日程第 2 報告議案第 14 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知（中間管理法）のNo.19 で、川南地区の圃場整備に伴う消滅以外の筆の、他の 3 筆と合筆して換地処分され、48 ページの日程第 9 議案第 36 号 7 月 1 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式のNo.15 にて、新地番が設定されたことにより契約を行うための合意解約です。よろしくお願いいたします。

議長

今回は 1 件で、今事務局の方から説明がありましたとおりです。川南地区の圃場整備による換地処分の関係で、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第 1 報告議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件につきましては、通知のとおり受理することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第 2 報告議案第 14 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員については、すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇、〇〇、〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2 ページから 11 ページをお願いします。日程第 2 報告議案第 14 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は、2 ページの①川南以外の分が 1 件 1 筆 754 m²です。来月耕作者変更のご審議をいただく予定です。

3 ページから 9 ページの②川南圃場整備により消滅したための解約分が、88 件 154 筆 77,635 m²です。

10 ページから 11 ページの③川南圃場整備による消滅以外で、分筆や合筆等により、新地番が設定されたことで、新規の契約を行うための合意解約分が 23 件 61 筆 30,908 m²です。1 番から 22 番は 47 ページ、48 ページの日程第 9 議案第 36 号 7 月 1 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式にて川南地区の圃場整備に伴い、新地番が設定されたことによる契約を行うための合意解約です。23 番は、来月以降の一括方式にてご審議をいただく予定です。

川南地区の圃場整備は中間管理機構の合意解約手続きが終わっていない分はまだありますが、今後出てくることになるそうです。よろしくお願いします。

議長

今回は川南地区の圃場整備の関係で、大変件数が多いです。2 ページの一番最初の分は、通常の耕作者変更のための合意解約ということでございます。それ以降は、換地処分による地番の消滅とか、或いは合筆等による新たな地番の設定があつて、後で出てくる一括方式の農用地利用集積計画で上がってくるということ。それと、今回まだ全部が処理しきれておらずに、来月以降もこういった形で追加で出てくるということのようでございます。皆さんの方から何かご質問ございませんでしょうか。ちょっと私の方から確認しますが、2 ページの No. 1 は、耕作者変更ですから、借人と農地バンクとの間の合意解約ですよ。

棚町主査

はい、そうです。

議長

それ以外は、全て貸人も借人も全て合意解約ということですよ。

棚町主査

両方の合意解約です。

議長

他にご質問ございませんか。内容が大変複雑で、本来ならば従前地と換地処分後との左右の比較表があれば、一番分かり易いと思ったんですが、それも件数が相当多いらしくてですね、なかなか皆さんに配付できるような資料ではないということで、今回はそれも省略してありますので。その表から拾って、こういう合意解約の表に整理をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。他に何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分合わせて112件になりますが、これについては通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分112件については、通知のとおり受理することで決定いたしました。3名の委員の方はまた自席へお戻りください。

〇〇、〇〇、〇〇委員着席後

次に進みます。日程第3報告議案第15号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第3報告議案第15号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し1件についてであります。12ページをお開きください。平成26年9月29日開催の農業委員会総会で、大里〇〇は非農地として判断されましたが、今回の議案第35号のNo.3で違反転用による非農地証明願いが申請されたことにより、非農地の取り消しとなるものです。また、次の報告議案においても、当該地に対する照会となっております。非農地証明願いの調査員の西村委員と木場委員に現地確認をしていただきましたのでよろしくお願いします。

議長

それでは、後の議案とも関係がありますが、現地調査の結果について報告をお願いいたします。

西村委員

9番西村です。非農地判断の取り消しと、後の議案と一緒にいいですか。

議長

そうですね、今回は非農地判断の取り消しということですので、現状はどうだったかという報告でいいと思います。

西村委員

6月23日に本人立会いのもと、木場委員と調査を実施しました。現状は埋め立てて砂利を敷いてあって、駐車場として隣の方が3台くらい車を止めるということで、雑草の管理をするのを条件に許可しているということでした。

議長

ただ今、事務局の説明及と現地調査の報告がありました。当初平成26年時点では、非農地扱いということになっていたんですが、現在は今報告のあったように、砂利を敷いて駐車場として利用されているということで、ま

だ地目が変わっていない状態で、駐車場として利用しているということで、違反転用の状態にあるということで、今回非農地判断を取り消して、また後で出てくる議案に対応して農地としての扱いにしたいという議案でございます。

木場委員 農地としてですか。

議長 農地として違反転用ですから、非農地判断を取り消して元の農地である状態に一旦戻すという形に、この議案ではですね。そして、後の違反転用、若しくは非農地証明願ですか、そういった処理をして、この問題を解決していくといった形になりますので。駐車場として、いつ頃から利用していたのか、そこあたりはどうですか。

西村委員 駐車場は3～4年前からと言われていました。近くにコイン精米とかあるんですが、そこを利用する方が無断で利用したり、大里の七夕祭りの時等も使われていたそうです。

議長 事務局は何かありますか。

松原主査 元々田でしたので、購入されて自分で何かしようという目的はなかったそうで、購入後5～6年後位から隣の方に使用の許可をしたと聞いたところです。

木場委員 はい。

議長 どうぞ。

木場委員 私は日頃あそこを通っていますが、埋め立てた後に（スクリーンを指して）こちらの家が建っているんですよ。土地の所有者は串木野の方で、初めて土地の地主さんとお会いしたんですけど、この人が船に乗っていて、親が知らないうちに土地を買っていたと。自分はいずれ、子どもが5人いるので、農用地区域から外れている場所なので、子どもの家を建てようかという気持ちはあったけれども、子どもが就職をして出て行ったらここに家を建てる機会がなくなると。結構草山になっていたんです。この隣で家庭菜園を作っておられる方が管理をしてくださっていたんです。その時に車を止めてもいいと話をしていたみたいで、その後近くの圃場整備をする建設会社の休憩所も建っていました。ですから、その時に砂利を敷いてあるんです。市の事業なので、許可は要らないんだと、事務局に確認をしたことがあります。それから、隣の方も家族が増えて、車が5台くらい止まっていま

す。今は隣の方が止めていて、管理をされているようです。

議長

今、現地調査の詳細な報告がありました。当時は非農地ということでの判断だったんですが、その後駐車場として利用しているということで、違反転用の状態だということで、非農地の通知は出してあるということなんですが、その非農地通知を取り消して、また一旦農地に戻した上で、違反転用、後で出てくる非農地証明願の処理で、この問題を解決していこうという対応になるということですので、ご理解いただきたいと思います。他に何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございますので、日程第3報告議案第15号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、12ページに記載してある1筆につきましては非農地判断を取り消して、今後はまた農地として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第3報告議案第15号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し1筆につきましては、今回非農地判断を取り消して、今後は農地として取り扱うということで決定をいたしました。

久木山委員

議長、いいですか。

議長

はい。

久木山委員

隣の精米所ですよ、これでいけば田になっているんですよ。埋めてあるんですよ。

木場委員

田んぼの一部は畑にしていちゃるんですよ。

久木山委員

これは、形質変更とかして建てるのか、農機具なんかと同じように、精米所は農機具倉庫とかいう扱いなんですか。これでいけば、違反ですよ。

議長

そこは、どうですかね。

久木山委員

単純に言えば、精米所の人達が止められると思うんですけど、精米

所は許可を取って埋め立てをされているのか。

議長 そこは、去年までの利用状況調査で何になっているのか、そこをもう一回確認してもらって、後で事務局は報告をしてもらえますか。ここを担当しておられる方はいらっしゃいますか。毎年の利用状況調査でこの区域を担当していらっしゃる方は。

木場委員 昔からここは、〇〇があるんですけど。

議長 精米所なんでしょう。

木場委員 〇〇が置いてあります。

議長 〇〇だけですか。

木場委員 はい。

議長 昔の精米所ではないですか。

木場委員 〇〇だけです。何年に建てたのか記憶はないんですけど、その畑の人の持主の土地だと思うんですけど、貸してほしいと言われて貸しているのか。

議長 そこはまた、後で確認して報告をしてください。

先に進みます。日程第4報告議案第16号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第4報告議案第16号農地の転用事実照会に関する回答についてであります。13ページから16ページをお開きください。こちらは、前報告議案の回答になるものです。令和5年6月2日付で鹿児島地方法務局川内支局から依頼のありました、大里〇〇田269㎡については、これまで転用申請は出ておりませんでした。過去に非農地通知の発送記録は残っておりませんでした。違反転用ではありますが、昭和54年に購入した際、仲介した人が盛土をしたらしく、そのまま転用申請等何も知らず、隣地の方に草刈りを条件に駐車場として使用を許可しており、今回非農地証明願が申請されております。令和5年6月14日に西村委員と事務局松原で現地確認を行ない、16ページのとおり法務局へ回答したところです。なお法務局へ経緯等確認したところ、売買のため地目の変更申請が提出されましたが、何も添付されていないため、確認のための照会とのことでした。以上で説明を終わります。

議長

15 ページの照会書の中身を説明してください。

松原主査

まず1.土地の現況が農地であるかということに関しては、現況は農地ではないということで、「否」となっております。

2.転用許可がされているときは、許可年月日、許可条項、転用目的、許可申請者の住所・氏名については、転用許可の申請はありません。

3.転用許可がされていないときは、その旨については、「転用許可を得ずに転用また、過去に非農地通知発送」。

4. 3の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を非農地に変更しているときは、現状回復命令が発せられる見込みの有無については、「無」です。

5.建物の建築の制限等の規制がされている区域内の土地であるか、否かについては、「第1種農地」であります。

6.その他参考となる事項としまして、「違反転用ではあるが、昭和 54 年購入した際、仲介した人が盛土をしたらしく、そのまま何も知らず駐車場として利用しており、今回非農地証明願が申請された」という回答をしております。

議長

法務局からの照会に対して、今説明があったような内容で回答をしたというようなことでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

木場委員

すみません。

議長

はい、どうぞ。

木場委員

今回非農地証明願が申請されましたと書いてありますけど、非農地証明願は、さっきは農地として扱うことになりましたが、この方は、非農地として認めてほしいと申請されているんですよね。

議長

そうですね、さっきの非農地判断の取り消しは、一旦農地に戻してやらないと非農地証明願の根拠がなくなってくるわけですね、これはもう6月14日付で回答しておりますので、今日の総会の前に回答したものだから、非農地証明願が申請されたという結果について書いていないんです。まだ審議をしていないから。ただ、証明願が申請されたというその時点の状態を報告したということです。6月16日までに回答してくださいという法務局からの文書が、15ページを見てください。令和5年6月16日までに下記事項について回答願いますという文書できているものだから、それまでに回答をする必要があったということで、本来ならば今日の総会を経た上で、その結果を回答すれば一番良かったんでしょうけど、回答期限が過ぎることになってし

まったものだから、今回非農地証明願が申請されたということで終わった状態で回答したということです。何か他にご質疑ございませんか。

蓑手委員 新たにまた非農地証明願の申請が出ているということでいいんですか。

議長 はい。

蓑手委員 ただ、今回の総会に間に合わないだけのことですか。

松原主査 後から出てくる非農地証明願のNo.3にあります。

久木山委員 45 ページです。また元の農地に戻して、非農地証明をすることになるようです。

蓑手委員 はい、理解できました。

議長 他にご質疑ございませんか。この文書については、もう回答済みということでございますので、事後承認という形になりますけど、今回の日程第4報告議案第16号農地の転用事実照会に関する回答については、16 ページ記載の内容で回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございます。日程第4報告議案第16号農地の転用事実照会に関する回答については、16 ページの内容で回答することで決定いたしました。また後程、非農地証明願の議案が出きますので、そこで議論していただきたいと思います。

次に進みます。日程第5議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は7件ですが、7件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 日程第5議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は7件です。17 ページから20 ページをご覧ください。No.1とNo.2は譲受人が同じ人で、関連がありますので、合わせてご説明いたします。どちらも譲渡人が譲受人へ所有する農地を、売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、借入地は

全て耕作しておられます。申請地は、2筆が1枚の田んぼになっております。調査は【正】を野元委員、【副】を前田会長にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは関連がありますので、No.1、No.2と一緒に現地調査の報告をお願いします。

野元委員

7番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1、No.2について、6月22日（木）午前9時40分より行政書士立会いのもと、前田会長と調査を行いましたので報告をいたします。申請地の位置図は資料の17から20ページになり、農用地区域内農地です。現在も譲受人が自家消費用水稲を作付け耕作されています。労働力は2名で、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機等を所有されています。申請地は自宅から400m程の位置にあり、特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次にNo.3、No.4について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

21ページから24ページをご覧ください。No.3とNo.4は関連がありますので、合わせてご説明いたします。まず21ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が親戚である譲渡人から所有する農地を、交換により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。申請地は自宅の近くで、譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。今回の申請地も今まで譲受人が相対で耕作をしておられた農地です。また、自宅が違反転用になっておりますので、後程41ページの非農地証明願にてご審議いただくことになっております。

次に23ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人が親戚である譲渡人から、所有する農地を交換により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は自宅の隣で、譲受人は所有する農地は全て耕作しておられます。今回の申請地も今まで譲受人が相対で耕作をしておられた農地です。No.3とNo.4の関係はいとこ同士です。調査は【正】を木場委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3、No.4について報告をいたします。調査は6月23日午前8時30分より、西村委員と代理人とで調査をしました。21から24ページを参照して

ください。No.3の譲受人の自宅〇〇の近くに譲渡人の土地〇〇と、〇〇があり、No.4の譲受人の自宅〇〇の隣の畑〇〇が譲渡人の土地であることから、親戚でもあり、数年前からお互いに交換して耕作をしておられたとのこと。それぞれが自宅に近い所が作業をし易いという話合いで、交換したいための申請です。No.3の譲受人は畜産業を営んでいて、農作業の労働力や機械の保有も問題はありません。No.4の譲受人は労働力は1名で、管理機、草払機等を所有されています。家庭菜園をするそうです。私達が調査をした結果、何も問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。（スクリーンを指して）写真では草が生えておりますが、調査の時にはきれいに耕作されていました。

議長 それでは次に進みます。No.5について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 25 ページをご覧ください。No.5についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。川南地区の圃場整備により、新たに換地処分された農地です。譲受人は、今まで相対で耕作をしておられました。また、所有する農地の一部が違反転用になっておりますので、後程 43 ページの非農地証明願にてご審議いただくことになっております。調査は【正】を久木山委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11 番久木山です。当日、樋ノ口委員が病気のため、局長が代わって調査をしております。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5について、6月22日（木）午前8時20分より行政書士、事務局長と私の3名で調査をいたしました。申請地については、25 ページ、26 ページを参照してください。譲渡人は72歳で認知症のため、土地の処分を実施するにあたり、成年後見人の弁護士が譲渡人になっております。現在譲受人が〇〇、〇〇を耕作されていて、〇〇も譲受人が作付けし、管理されています。譲受人の労働力は2名、農機具保有はトラクター等で、自宅からの距離は約1.2 km、約3分で、調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 次にNo.6について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

27 ページをご覧ください。No.6 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、譲受人の自宅の隣の農地です。譲受人は所有する農地はありませんが、今まで父親の農作業を手伝っており、耕作の経験があります。調査は【正】を池田委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1 番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6 について説明いたします。6月24日午後2時より、譲受人本人立会いのもと、外菌委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域外農地です。位置図は27 ページ、28 ページを参照してください。申請地は譲渡人の自作地ではなく、譲受人も耕作しておりません。譲受人は申請地を購入して自家消費用の野菜、きゅうり、なす、トマト、オクラ、ピーマン等を栽培するということです。農作業に従事する者は1名で、必要に応じて奥様の協力をもらいます。農機具についてはトラクター、管理機、草払機等をご両親が農業をされているので、必要に応じて借りるとのことでした。自宅からの通作距離は1mです。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に進みます。No.7 について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

29 ページをご覧ください。No.7 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と、農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はありません。譲受人は申請地に隣接する宅地で、自作の野菜や果樹を使ったレストランを経営するために、今年県外から転入して来られた方です。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を久木山委員にお願いしてありましたが、現地調査の日に樋ノ口委員の体調が悪く、調査に参加できませんでしたので、【副】の久木山委員に報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11 番久木山です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7 について説明いたします。6月22日午前9時より、行政書士立会いのもと、事務局長と3名で調査をいたしました。申請地については29

ページ、30 ページを参照してください。今回の申請地は、東京都でシェフをしておられて、いちき串木野市の〇〇さんとのお付き合いで、本市に家族3名で移住をされた方です。日々農業をしながら農家レストランを予約制で同時にオープンする計画です。宅地の〇〇を現在リフォーム中で、住まい兼レストランにされる予定です。畑の〇〇は、一部〇〇さんが以前、からいもの栽培をされていました。一部は山林化している現状ですが、果樹栽培をするため整地される予定です。また、〇〇も地目は畑ですが、荒地になっておりますが、果樹栽培をするために整地される予定になっております。現在アパート住まいで、申請地までは約4km、10分の距離ですが、リフォーム中の家が完成すると、いつでも農業ができ整地もできると考えられます。〇〇さんがからいものを植え付けていた土地は、農家レストランで使用する野菜を作付けする予定です。本市に都会から移住されて、農業をしながら農家レストランを経営される一方で、荒地を整地されることに、調査した結果何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

以上No.1からNo.7について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず17ページから20ページまでのNo.1、No.2について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に農地の交換をされるNo.3とNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に25ページ、26ページのNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の27、28ページのNo.6について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に29、30ページのNo.7について、

何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと、私の方から確認ですが、結構広い面積になるんですが、農業機械なんかはどうですか。

久木山委員 今から購入されるということです。

議長 わかりました。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第5議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請7件については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請7件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第6議案第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第6議案第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請2件についてです。31ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。申請地の南側にある共有道路の道幅が狭く、地域住民の生活に支障をきたしていたため、地域住民の話し合いがあり、申請者は申請地の一部を分筆し、道路拡張することを受諾したことにより、今回申請となっております。なお、道路拡張は地域の実施で、費用は公民館支払いとなっており、公民館の残高証明が添付されております。また、公民館との土地使用貸借契約書も添付されております。第2種農地でその他の農地となっております。調査委員は【正】を外薮委員、【副】を池田委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

外薮委員 10番外薮です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について、6月21日午前10時より代理人立会いのもと、池田委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は31ペー

ジ、32 ページを参照してください。転用目的は、道路が狭く周辺住民等の生活に支障をきたしているため、土地の一部を分筆し、道路を拡張したいためです。農地区分は第2種農地、その他の農地です。分筆部分は20 m²で、着工は7月を予定しています。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は田です。被害防除計画書等は4条申請の備考欄に記載してあります。私達の調査では、特に問題はないと思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2についてご説明いたします。33 ページをお開きください。申請地を貸駐車場及び通路として使用したいための申請であります。なお、既にこれまで貸駐車場として使用していたため始末書が添付されており、先月の5条申請のNo.2 で早急に申請するよう指導があったところの申請であります。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 2番蓑手です。農地法第4条第1項の規定による許可申請のNo.2 についての調査報告をいたします。6月23日（金）午前9時30分から、現地で行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査をいたしました。位置図は33 ページ、34 ページを参照ください。申請地区分は第3種農地、第1種住居地域にあります。申請人は貸駐車場及び通路として利用するために転用したいとのことです。申請地の周辺状況は、北側と西側は道路、東側と南側は宅地となっております。周辺に耕作している農地はなく、影響はないと考えられます。目的の確実性は、土地区画整理事業で造成されており、現状のままで利用するとのことで、許可され次第貸駐車場として利用するとのことです。上水道は利用しないため、生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下で処理するとのことです。その他関係書類は備考欄に記載してある書類が提出されております。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今No.1、No.2について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず31 ページ、32 ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次の 33 ページ、34 ページのNo.2 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、一括してお諮りします。日程第6 議案第 33 号農地法第4条第 1 項の規定による許可申請 2 件につきましては、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6 議案第 33 号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、いずれも申請のとおり許可することと決定いたしました。

次に進みます。日程第7 議案第 34 号農地法第5条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件ですので、3件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告終了後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第7議案第 34 号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件についてであります。35 ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。申請地を贈与により譲り受けて、所有しています生福〇〇山林 69 m²と、生福〇〇宅地 337.03 m²を一体利用し、資材置場として利用したいための申請であります。一体利用を含め 489.03 m²であります。なお、自社造成により費用がかからないため、資金計画はありません。第2種農地でその他の農地であります。調査委員は、【正】を野元委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員

7 番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1 について、6月22日(木)午前9時25分より行政書士立会いのもと、前田会長と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は35 ページ、36 ページをご覧ください。申請地は第2種農地、その他の農地で、転用目的は申請地を譲り受けて、生福〇〇の山林 69 m²と、生福〇〇の宅地 337.03 m²を一体利用し、資材置場として利用したいということです。東、北、南側は道路、西側は山林です。被害防除計画は、既に擁壁が設けられているため、現状のまま利用する計画です。用排水計画の用水は不要、雨水排水は南側県道側溝に自然流下、汚

水・生活雑排水は、発生しないとのことです。自社で造成するため、資金計画はありません。事業計画書他添付書類につきましては、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われませんが、皆様の審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。次のNo.2について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2についてご説明いたします。37 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地の一部を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、6月23日（金）午前9時30分から、行政書士立会いのもと、蓑手委員と調査をしましたので報告いたします。資料の37ページ、38ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受けて住居を建築したいとのことです。申請地の東側は宅地と道路、西と北側は宅地、南側は道路です。被害防除計画書の造成計画は、現状のままで利用します。これに伴う被害防除策は、周囲に農地はないため、被害を及ぼす恐れはありません。なお、南側を除く境界にはブロックを2段積みにして、柵を設けます。周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないための策として、幅1.3m程度の緑地、緩衝地を設け、隣接地の境界から住居までは最短で1.3mの距離を保つように建築します。用排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は融資で、7月から造成をする予定です。融資証明書、仮換地指定通知他、5条申請書の備考欄に記載してあります書類が提出されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 それではNo.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.3についてご説明いたします。39 ページをお開きください。譲受人は現在祖父の住んでいた家に住んでいますが、手狭で老朽化しており、利便性の良い所へ住みたいため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申

請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を養手委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

養手委員

2番養手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3についての調査報告をいたします。6月23日（金）午前9時30分から行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査をしました。位置図は39ページ、40ページを参照してください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域にあります。譲受人は祖父の住んでいた家に住んでいますが、手狭で老朽化しており、申請地を買い受けて住宅を建築するために転用したいとのことです。申請地付近の状況は、北側と東側は宅地、西側と南側道路の角地にあります。周辺に耕作している農地はなく、影響はないと考えられます。目的の確実性は融資証明書が添付されており、許可され次第7月着工、11月に完成の予定です。造成工事等は現状のままで利用し、公共上水道を利用し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は道路水路へ放流するとのことです。その他関係書類は備考欄に記載してある書類が提出されています。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今No.1からNo.3について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、35ページ、36ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次の37ページ、38ページのNo.2について何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと、私の方から質疑してよろしいですか。現地調査の報告では周囲に農地はないということだったんですけど、37ページの配置図を見ると、西、北、東側には畑とありますが、ここでは実質耕作されていないということですか。

養手委員

そうですね、もう造成されて碎石が敷かれて、住宅用地になっているという状態になっています。

議長

ありがとうございます。

久木山委員 麓の区画整理の所ですよ。

養手委員 はい、区画整理事業の所です。

議長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございます。次の 39 ページ、40 ページのNo.3 について何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第7 議案第 34 号農地法第5 条第 1 項の規定による許可申請今回は3 件ですが、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第7 議案第 34 号農地法第5 条第 1 項の規定による許可申請3 件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第8 議案第 35 号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は3 件ですが、そのうちNo.1、No.2 については、違反転用指導の事案ですので、現地調査の報告は省略します。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第8 議案第 35 号非農地証明願3 件についてであります。41 ページをお開きください。No.1 についてご説明いたします。昭和 61 年に転用許可を知らず、現住所地と申請地にまたがって住宅を建築し、以来ずっと居住しており現在に至っている状況です。

続きまして、No.2 についてご説明いたします。43 ページをお開きください。自宅の北側の隣接地に車を駐車しておりましたが、これまであった農具物置に農作業所を利用拡充したため、平成 15 年5 月より道路拡幅事業により狭くなった申請地を駐車場として利用し、現在に至っている状況で、始末書が添付されております。

続きまして、No.3 についてご説明いたします。45 ページをお開きください。前に出ました報告議案 15 号、16 号に関する議案になります。昭和 54 年乗船中に土地を購入したため、仲介した人に任せていたところ、埋め立てまで

してあり、転用許可が必要と知らず、そのまま駐車場として草刈りを条件に隣地の方に貸したり、周辺の農地の耕作者に貸したりして、現在に至っている状況で、始末書が添付されております。調査委員は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 No.3については、先程現地調査の報告を西村委員、木場委員の両者から報告がありましたので、もう報告も要らないような感じもするんですが、何かお二人、追加で補足の説明があればお願いします。いいですか。

西村、木場委員 はい。

議長 先程報告が出ておりますので、現地調査の報告は省略します。3件ですが、まず 41 ページ、42 ページのNo.1について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、43 ページ、44 ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。車が止まっている所はもう舗装してあるんですか。コンクリート舗装ですか。

松原主査 舗装をしてあります。

議長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、次の 45 ページ、46 ページのNo.3について、何度も審議をしておりますが、特にご質疑ございませんか。ちょっと私の方から、駐車場として利用しているということなんですが、正式な使用貸借とか、賃貸借契約ではなくて、口頭で使用許可をしているといった状態ですか。

松原主査 はい、そうです。

議長 そういったことのようにです。本来ならば、正式な契約書を交わして土地を利用するというのが基本的な形なんですが、それをせずに口頭でしているということでございます。

木場委員 ただ、管理をするということで。

議長 そういった条件ですね。はい、わかりました。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第8議案第35号非農地証明願3件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第8議案第35号非農地証明願3件につきましては、いずれも申請のとおり非農地証明を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第9議案第36号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員につきましては、すみませんが退席をお願いします。

〇〇、〇〇、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査 47ページ、48ページをご覧ください。日程第9議案第36号7月1日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で17件23筆46,422㎡です。4番から17番は、先程10ページから11ページで審議いただきました、日程第2報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の中間管理法分1番から22番の農地です。前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する3番を含み、全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局の方から説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第9議案第36号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、47ページから48ページに掲載の内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第9議案第36号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、47ページ48ページ掲載のとおり、23筆につきましては報告のあった内容で決定をいたしました。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇、〇〇、〇〇委員着席後

松原主査 議長、いいですか。

議長 はい、松原主査。

松原主査 先程13ページの農地転用事実照会の、申請地の隣の精米機の所についてですが、〇〇については、平成26年12月25日で、1回非農地判断をされていたみたいです。その後本人より耕作中であるということで、平成27年1月28日で非農地判断の取り消しとなっている状況で、現在は畑という形で耕作状態となっているようです。

久木山委員 平成27年ですか。

松原主査 平成27年1月28日です。平成26年12月25日で非農地判断をされたということで、その時点で精米機があつて非農地判断をしたのではないかと思います。

議長 コイン精米機はどれくらいの面積なんですか。

木場委員 普通の〇〇です。

久木山委員 地目は、畑ですよ。

松原主査 現在は畑という扱いになっております。

久木山委員 本人がそう言ったんですか。

松原主査 地目は田です。

久木山委員 平成 27 年 1 月以降に建てたんですか。

議長 〇〇は農業用施設ではないんですか。

松原主査 はい、県に聞きましたら農業用倉庫等の扱いではないそうです。多くの方が利用するので、自分のための施設ではないということです。

久木山委員 私が言いたいのは、本当は違反転用であがってこないといけないのではないかと思うんですよ。それがあがってきていないのがおかしいと言っているんですよ。県が農業用倉庫ではないと言うのであれば、違反転用なんですよ。

木場委員 〇〇の部分だけですよ。土地の持ち主に聞いてみます。今の畑を作っている方の方の土地ですか。

久木山委員 私が言うのは、違反転用にあがってこないのがおかしいんじゃないかと、ちゃんとした手続きを踏んでもらおうということです。

議長 この後の農地利用状況調査説明会の時に、おそらく誰かの担当の所にその地図が行きますから、その所を見ていただいて、どういう状況になっているのかですね。

久木山委員 たまたま、こういう写真で出てきたから。実際は違反転用なんですよ。

議長 誰かが地図を持っているはずですから、確認をしてください。
以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____

• _____